第十三条の二第一項	記載	記載（法第十六条第二項の規定により磁気ディスクをもつて調製する戸籍の附票にあつては、記録）
第十三条の二第二項	改製前の住民票	改製前の戸籍の附票
第十五条	第十五条の二第二項	第二十一条第二項
	第十二条第一項、第十二条の二第一項又は第十二条の三第一項若しくは第二項	第二十条第一項から第四項まで
	住民票の写し	戸籍の附票の写し
	第六条第三項	第十六条第二項
第十六条第二項	第六条第三項	第十六条第二項

第二十一条に次の一項を加える。

3　第二条、第十五条及び第十六条の規定は、戸籍の附票の除票について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	第六条第三項	第二十一条第二項
	総務大臣	総務大臣及び法務大臣
第十五条	第十二条第一項、第十二条の二第一項又は第十二条の三第一項若しくは第二項	第二十一条の三第一項から第四項まで
	住民票の写し	戸籍の附票の除票の写し
	第六条第三項	第二十一条第二項
第十六条第二項	第六条第三項	第二十一条第二項

第二十六条中「又は法」を「又は」に改める。

第二十七条の二第一号中「並びに法」を「、法」に、「及び法」を「の規定による届出及び法」に改める。

第二十七条の三第一号中「並びに法」を「、法」に、「及び」を「の規定による届出及び」に改め、同条第二号中「次号」を「次号ロ」に改める。

第三十条の二十六第一項中「記載する」を「記載をする」に、「次条において同じ」を「次条第一項において同じ」に、「次条において「」を「同項において「」に、「記載される」を「記載がされる」に改め、同条第二項中「記載する」を「記載をする」に、「記載しなければ」を「記載をしなければ」に改め、同条第三項中「記載しなければ」を「記載をしなければ」に改め、同条第四項中「が記載されている」を「の記載がされている」に改め、同条第五項中「が記載されている」を「の記載がされている」に、「記載しておく」を「記載をしておく」に改め、同条第七項中「が記載されている」を「の記載がされている」に改め、「に読み替えるもの」を削り、同項の表法第十一条第一項の項中「以下」の下に「この章及び第三十条の六第一項において」を加え、同表法第三十条の五十一の規定により読み替えて適用される法第十二条第五項の項中「第十四号」を削り、同表法第三十条の五十一の規定により読み替えて適用される法第十二条の三第一項の項中「第七条第一号」を削り、同表法第三十条の五十一の規定により読み替えて適用される法第十二条の四第一項の項中「第十四号に掲げる」を削り、同表法第三十条の六第一項の項を次のように改める。

法第三十条の六第一項	から第三号まで	に掲げる事項及び通称並びに同条第二号、第三号

第三十条の二十六第七項の表第三十条の三十一の規定により読み替えて適用される第十五条の三第二項の項中「第七条第一号」を削り、「以下この章から第四章の二まで」を「第四章及び第三十条の五第三号」に改め、同表第三十条の三十一の規定により読み替えて適用される第二十三条第二項及び第二十四条の三の項及び第三十条の三十一の規定により読み替えて適用される第三十条の五第三号の項中「第七条第一号」を削り、同条に次の一項を加える。

8　外国人住民に係る除票に通称の記載（法第十五条の二第二項の規定により磁気ディスクをもつて調製する除票にあつては、記録）がされている場合における法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十五条の四第五項において準用する第十二条第二項第三号	氏名	氏名又は通称（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の二十六第一項に規定する通称をいう。以下この章において同じ。）
第三十条の五十一の規定により読み替えて適用される第十五条の四第五項において準用する第十二条第五項	までに掲げる事項	までに掲げる事項（同号に掲げる事項については、通称を除く。）
第十五条の四第五項において準用する第十二条第二項第三号	氏名	氏名又は通称
第三十条の五十一の規定により読み替えて適用される第十五条の四第五項において準用する第十二条の二第四項	第十四号に掲げる事項	第十四号に掲げる事項（同号に掲げる事項については、通称を除く。）
第十五条の四第五項において準用する第十二条の三第四項第三号	氏名	氏名又は通称
第三十条の五十一の規定により読み替えて適用される第十五条の四第三項	から第三号まで	に掲げる事項及び通称、同条第二号、第三号